

TRY・ANGLE

【TRY-ANGLE=互いに結び合う3町を三角形-TRI(3つ)ANGLE(角)に見立て、挑戦するという意味を込めて発音が同じTRYを使った造語】

白石・福富・有明3町合併協議会だより

2～3
合併協議会委員のコメント

4～10
第13回合併協議会の結果

11～15
第14回合併協議会の結果

16
合併直後の行事お知らせ



白石・福富・有明3町合併協議会だより・最終号

No.9
2004
12.28



白石・福富・有明3町合併協議会委員の皆様

1年と2ヶ月の間お疲れ様でした！



福富町長・喜多輝昭（協議会会長）

平成15年11月にスタートした3町の合併協議につきましては、皆様の熱意と御協力により協議が整い合併を迎えることができます。

この間、協議にご苦労を頂きました委員の皆様を始め関係者の方々に對しまして、厚くお礼申し上げます。

いよいよ平成17年の輝かしき新年に白石町、福富町、有明町が合併し、新しく「白石町」として誕生します。これからは3町の豊かな自然、伝統、文化等の良さを生かし、また、住民の英知を結集して合併して良かったと言える夢のあるまちづくりを期待します。



白石町長・山崎昭維

いよいよ新生「白石町」の新しい幕開けです。

これまで合併協議会では、町民の皆さんの負託に応えるため、住民サービス等多様な問題について、慎重に論議・確認をまいりました。その結果として、町民の皆さんには甘いものばかりではなく、苦いものがあるのも事実でございますが、近時の財政事情等を考慮されて、ご理解をお願いするものでございます。

合併後、これから山あり谷ありとは思いますが、町民の皆さんの英知を結集されて、「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」白石町が創りあげられることを期待しております。



有明町長・片淵弘晃

平成17年1月1日、白石・福富・有明の三町が合併し、新しい白石町が誕生します。

平成14年4月、杵島郡東部六町で合併を目指して以来、紆余曲折ありましたが、三町合併が実現できたのは、町民皆様が合併の必要性をご理解いただいたこと、町議会、合併協議会の委員の方々のご協力の賜と心より感謝とお礼を申し上げます。

今後は新しい白石町建設に三倍の知恵と力を出し合っ、合併して良かったと言える町づくりの実現を期待しています。



白石町議会議長・栗山紀平（協議会副会長）

住民の皆様にとって、「合併してよかった」と実感していただけるよう取り組んで参りましたし、また、そうあるものと確信いたしております。

白石町の輝かしい未来の創造に向けて、より一層のご協力をお願い申し上げます



福富町議会議長・小野 茂

杵島6町合併協議会の解散後、昨年11月1日に三町での合併協議会を設置し、これまで議論を交わしながら協議を進めてきましたが、いよいよ新町誕生まで到達することができました。

ここまでこれましたのも、三町の町民皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。私も一委員として大きな喜びを感じています。



有明町議会議長・前田清次郎

14回の協議を重ね、お互い譲りあうところは譲り合い、新白石町として出発できることは喜びにたえません。これは、協議会の委員さんをはじめ、3町の町民の方々、関係各位のご努力とご理解の賜と思えます。合併後もいろんな問題も出てくるとは思いますが、3町がこれまでの経験を生かし、子孫の代に合併して良かったと言われるよう新「白石町」が発展することを祈念します。



白石町議会議員・田中 昭

いよいよ三町合併も秒読みの段階となりました。六町合併協議会で14回も審議しましたが合意が得られず、残念ながら離脱することになりました。私が六町合併協議会で離脱表明を致しましたが、本当に残念でした。

その後3町合併協議会が発足し、庁舎の場所、町名、議員定数の三項目が難題でした。町名も旧町名は一切使わないと言う意見も多数出ましたが、最終的には白石町で決定しました。議論百出し、紆余曲折はありましたが、47項目全部最終合意が出来、感無量です。合併後速やかに調整する項目も多く残されています。年々厳しくなる財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げるべく、新白石町民全員で英知を出し合い、緑豊かな新白石町が、益々発展する様、町民皆様のご協力をお願い致します。



福富町議会議員・久原房義

古来より、干拓で築かれた肥沃な大地、白石平野の三町が一つの町、新白石町として生れ変わる歴史的な時を迎えることになりました。三町は人々の交流も深く、文化、産業等共通することも数多く、合併して良かったと住民皆様が実感出来る町づくりに今後鋭意努力していくことが肝要かと思えます。

最後に、新白石町の発展と住民皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げる次第でございます。



有明町議会議員・満松清次郎

合併は、町民主体であることを条件に取り組みました。「何故の合併なのか」を町民の皆さんと語らう場を先に考えたものの時間不足が災いし、会の全容を密に公開することで皆さんとの接近を図るに替えました。協議項目の調整には関係職員の熱意が実り結果的には目立つ混乱もなく順調に進捗したものと解します。

しかし合併が全て利を生むとは言い難く時勢の変動を冷静に見据えるなかで、これからは官民共生の拡大こそが町の開化の原点であると信じます。



白石町・香月幸雄

14回の合併協議会を振り返って特に記憶にとどまった協議項目は、町民が合併して関心を持たれる新町の議会議員定数と新町の名称でした。

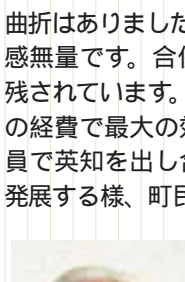
中でも議会議員の定数については、合併後に新町民の多くの意見が行政に取り入れ、合併の効果を出すためにはどれくらいの定数が必要なのか、委員としての考えと私人としての考え方が交錯した時がありました。

合併という歴史的瞬間に歴史の証人として立ち会ったことに感謝申し上げます。



福富町・堤 熊雄

六町合併の破綻後、三町合併を立ち上げるとき、「三町合併は、ぜひ成功させるぞ」という委員全員の強い熱意が、白石・有明・福富の人々を動かしたのであるうか。議員定数、任期、庁舎位置、町名等の難問を解決し、平成16年3月合併調印に到達。わずか五ヶ月間のスピード協議で事務局の方々のご苦労は大変だったと思う。その後、調整事務も終わり、来年の1月1日は、新町の誕生となる。私が新町に望むことは、まず、新白石町民の相互の融和が大切、人の和ができれば、暮らしも楽しいし、仕事の能率も上がり、心豊かな町になると思う。



有明町・樋口和敏

前回の六町合併協議会での失敗を繰り返さないことを頭の中に入れ今回の協議会に望みをかけ参加しました。自分だけの考えではなく、三町町民全員が夢に描いた町が誕生するようにと、いろんなことを頭の中に描きながら出席し、一言一言の言葉の重要さを考え参加させて頂きました。

行政で行われている事業、それに対して使われている事業費の事などを勉強し、今回の合併の目的を考え町民全員から合併して良かったと言って頂けるように協議会に臨ませて頂きました。



福富町・龍ヶ江淑子

新しい白石町の誕生を祝福したいと思います。何にもわからぬままに、協議会に参加させていただき、合併することの大変さを実感致しました。協調・譲歩・和ということ深く考えさせられた協議の期間でした。

杵島山の山頂にある犬山城から見はるかす白石平野は、豊かな自然がいっぱいです。

沃野白石平野は、かぎりなく明るく、そして安寧でありたいものです。そうするために白石町町民お一人お一人が叡智を出し合い、住んでよかったと思える町になりますように、共に頑張っていきたいと思います。



有明町・古賀キヨミ

いよいよ人と大地がうるおい輝く豊穡のまち新白石町が誕生します。

顧みれば、六町合併協議会委員としての15回協議会は、地域エゴと思われる問題や、生活レベルのメリット、デメリットなど合併の難しさを痛感しました。破綻早々で興奮冷めやらぬうちに、三町合併協議へと移り啞然としましたが、継続になる協議事項も少なくスムーズに協議確認され、今は無事、任を終え安堵しています。これからは住民主役のまちづくりを推進して、「合併してよかった」と思える日々になるよう願っています。



白石町・副島正典

住民代表で、白石町民というよりこの地域の一人として客観的に「言うべき事は言おう」という信念をもって協議会に臨みました。6町の破綻から新たな3町での合併協定書の調印と、貴重な経験もしましたが、いよいよ合併が現実のものとなりました。紆余曲折ありましたが、3町が協力し合い県下で最も新しい町が誕生する事を嬉しく思います。

合併は新たなまちづくりの始まりですが、本当は今からが大変です。行政側もご苦労が続くと思いますが、何と言ってもこれを機に行政改革の第一歩となって欲しいと思います。



福富町・片淵一吉

合併協議会委員の皆様おつかれさまでした。そして、これから頑張っていきたいと思います。「新町(リーダー)に期待すること」

基幹産業の農業の中途半端でない振興をお願いします。まずは日本の代表となる様な農業地域に!!



白石町・北村美佐子

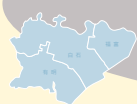
少子化や高齢化、赤字をかかえた日本経済...。今、私たちの将来に対する不安材料は山積みです。でも、未来を見つめる子どもたちの瞳に、そんなかげりはありません。先人達の足跡に学ぶことは、常によりよくあるために前進する真摯な態度と行動力です。今回の合併は、まさにこの先人達から受け継ぎ次の世代につないでいく中での、大きな選択と決断を迫られたものでした。この合併が、これからは生きる子どもたちに希望の輝きを持たせるものであることを信じています。それは、ふるさとの大地、白石平野が人々の心をさらに大きく包み込み、一つにしてくれる安らぎの光景です。



有明町・高尾 茂

合併協議会委員として一年余りの協議会の中で一番苦慮した事は、新町の名称でした。若年層の多くは今までにないネーミングの要望が多く、中高年層の方は現在の3町の名称と3町以外の新しい名称に二分され、賛否両論でした。白石町に決定後、何で白石町にしたのか？白石町で良かった！など批判を受けたり慰められたりでした。

新町に望むことは、基幹産業が農水産業であることを再認識していただき、新白石が提唱している「人と大地がうるおい輝く豊穡の町」になるよう要望します。



第13回合併協議会の結果

第13回合併協議会が、11月12日(金)、有明町公民館で開催されました。詳細は以下のとおりです。

調整結果報告事項

調整結果報告事項とは、合併協定項目である47の事項のうち、具体的に調整ができたものについて報告するものです。

調整結果報告 第9号 消防団の取扱いについて

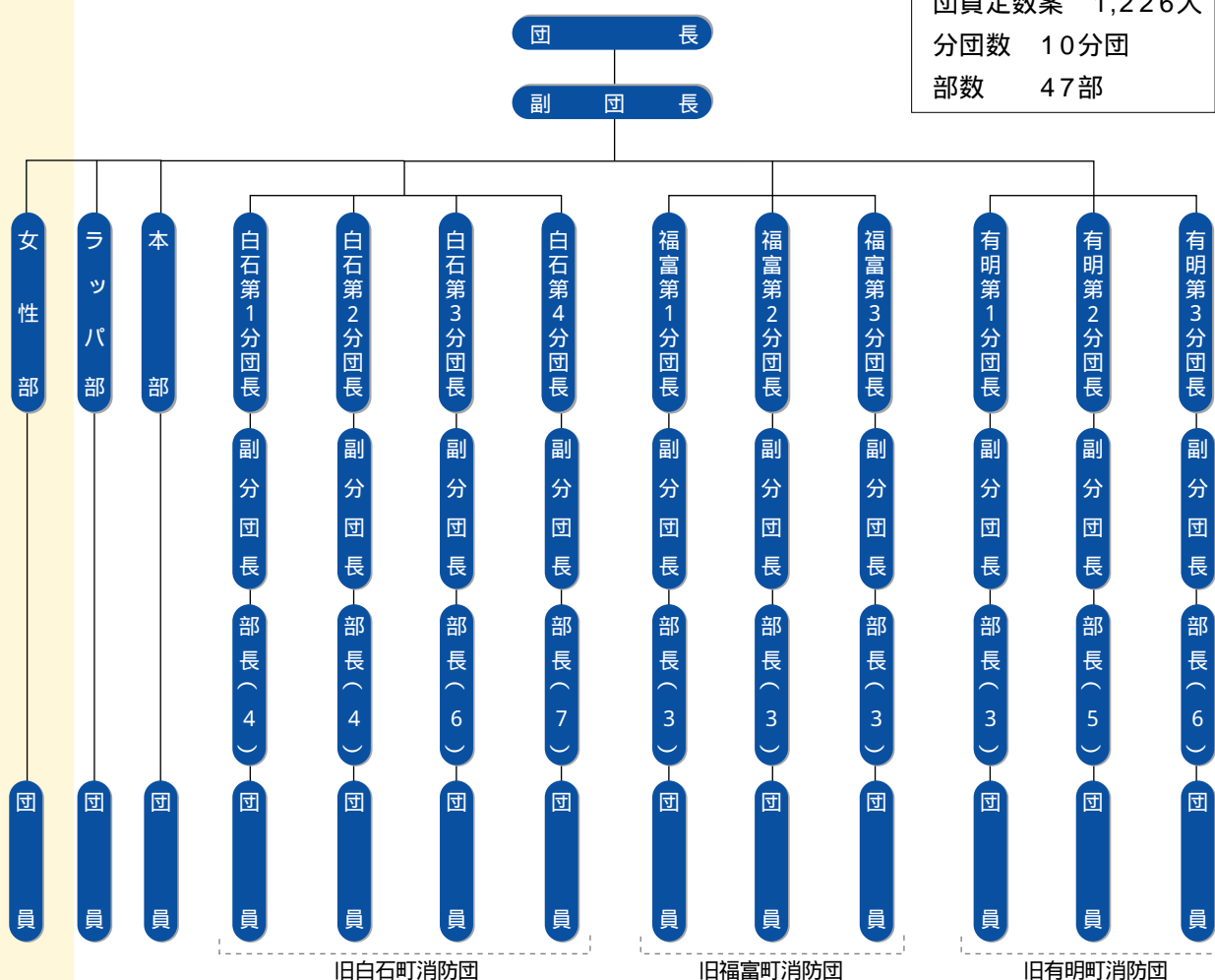
消防団の取扱いについて報告しました。

新町の消防団の組織及び機構については下図のとおりです。

新町における消防関係の報酬額(単位:円)

職名	基準	金額	職名	基準	金額
団長	年額	171,000	機械整備員	年額(手当)	7,000
副団長	年額	111,000	ラッパ手	年額(手当)	9,000
分団長	年額	76,000	運転手	年額(手当)	7,000
副分団長	年額	58,000	旗手	年額(手当)	3,000
部長	年額	47,000			
副部長	年額	29,000			
班長	年額	20,000			
団員	年額	15,000			

の団員については、別途(手当)を支給するものとする。





調整結果報告 第10号 特別職の身分の取扱いについて(No.2)

特別職の身分の取扱い(NO . 2) について報告しました。

調整の内容
特別職の報酬等については、合併時まで調整する。
調整の具体的内容
特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時まで調整する。
調整結果
1. 報酬は原則として、3町の平均額で設定することとする。 2. 合併後の類似団体の報酬額と極端な差異が生じた場合は、調整することとする。

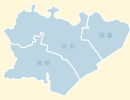
用語解説

特別職とは.....町長・助役・収入役・教育長・議員等。

類似団体とは...人口規模、財政規模、産業構造がよく似た団体のこと。

新町における特別職の報酬額

機 関 名	基 準	金 額	機 関 名	基 準	金 額
特別職報酬審議会	日 額	6,000	公民館運営審議会	日 額	
防 災 会 議	日 額	6,000	文化財保護審議会	日 額	
選 拳 長	1回につき	10,700	交通安全指導員	年 額	
投票管理者	1回につき	12,700 11,200	町税等収納嘱託員	月 額	
開票管理者	1回につき	10,700		加 算 分	現年収納額×2% 過年収納額×7%
投票立会人	1回につき	10,800 9,600	国民健康保険運営協議会	日 額	
開票立会人	1回につき	8,900	保 育 園 長	月 額	
選挙立会人	1回につき	8,900	幼 稚 園 長	月 額	
行財政調査委員会	1回につき	6,000	保 育 園 医	年 額	
情報公開審査会	1回につき	6,000	保 育 園 歯 科 医	年 額	
個人情報保護審査会	日 額	6,000	幼 稚 園 医	年 額	
消防章じゅつ金等審査委員会	日 額	6,000	学 校 医	年 額	
総合計画審議会	日 額	6,000	学 校 歯 科 医	年 額	
固定資産評価員	日 額	6,000	学 校 薬 剤 師	年 額	
民生委員推薦委員会	日 額	6,000	公 民 分 館 長	年額(平等割) 年額(平等割)	51,000 400
予防接種健康被害調査委員会	日 額	10,000	体 育 指 導 委 員	年 額	
町有林巡視員	日 額	6,000	社 会 教 育 指 導 員	月 額	
標準小作料設定協議会	日 額	6,000	公 民 館 長	月 額	
社会教育委員会	日 額	6,000	社会教育指導員及び公民館長を兼務	月 額	



調整結果報告 第11号 指定金融機関について

新町における指定金融機関について報告しました。

金融機関名	業務内容等
株式会社佐賀銀行	指定された金融機関を代表して契約を締結し、公金の収納・支払事務の総括責任を負う。なお、取扱店は有明支店とする。

調整結果報告 第12号 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて報告しました。

調整の内容

新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに充分配慮し、行政区の再編を検討する。

調整の具体的内容

- 2.行政区は、現町において住民感情、地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する。
- 3.駐在員の報酬等については、合併時に調整する。

行政区の取扱いについては下記のとおりです。

区 分		新町における調整の具体的内容	
駐在員（嘱託員）の人数		駐在員の総数を、44人とする。なお、現白石町は 人数22人、現福富町及び現有明町については現行のとおりとする。（適用は、平成17年4月1日からとし、それまでの間は、現行の人数とする）	
駐在員（嘱託員）の人数		開催日程	毎月15日に、1回開催する。（15日が閉庁日の場合は、翌週の最初の開庁日とする）
		内 容	1.町からの各種調査・周知依頼、意見交換を行い、地区の状況を把握する。 2.担当地区住民との連絡調整
駐在員（嘱託員）に依頼している業務内容	文書配布業務	配布日	毎月2回の配布日を設ける。 町から文書を駐在員まで配布し、これを受けて各地区の住民へ配布してもらう。
		配布方法	→ →
	配布文書の種類	町及び関係行政機関からの広報配布 （県、広域圏、社協、町、学校、駐在所等） 税関係他納付書（集合徴収、水道料等） 選挙関係（入場券、選挙公報、農業委員選挙人名簿申請） 個人宛通知（各種検診通知、結果他） その他各種事業の開催通知等	
	各種調査申込書等の取りまとめ	町が依頼する各種調査の取りまとめ 交通災害共済加入等の取りまとめ	
	地区住民への周知指導	町及び関係行政機関主催の行事（クリーンデー等）、各種事業の周知	
	災害時等の被害状況の収集・報告	災害の予防（危険箇所の報告等） 災害発生時の地区の状況取りまとめ及び報告	
	選挙関係	選挙投票日の投票立会人	
その他	その他町が依頼する業務		



新町における駐在員の報酬額及び行政区への助成金は下記のとおりです。

駐在員の報酬額			行政区への助成金	
区分	基準	金額	名称	金額
均等割	月額	43,000円	行政区運営費交付金	1世帯あたり1,000円を区ごとの世帯数に乗じて、区運営費交付金として交付する
世帯割	月額	200円		

なお、新町については、平成17年4月1日より適用し、それまでの間は、現町のままとする。

調整結果報告 第13号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて報告しました。

調整の内容

- 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一する。
- 保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する。

調整の具体的内容

国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。

人間ドック及び脳ドックについては、合併時に検診内容等を統一し、実施する。

上記内容の調整結果

1.国民健康保険税

平成16年度と同じ税率とします。

区分	医療分	介護分
所得割	7%	0.85%
平等割	33,000円	4,500円
均等割	20,000円	7,000円

2.人間ドック

平成16年度と同額の負担金とします。

さらに平成17年度からは、武雄地区医師会及び佐賀県医師会において、希望の医師会で受診ができるようになりました。

平成17年度	330名予定	個人負担金	5,000円
--------	--------	-------	--------

3.脳ドック

合併後も事業を実施します。

平成17年度	40名予定	個人負担金	10,500円
--------	-------	-------	---------



調整結果報告 第14号 商工観光の取扱いについて

商工観光の取扱いについて報告しました。

調整の内容

2.町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。

調整の具体的内容

- 1.中小企業融資制度については、合併時、白石町の例による。ただし、預託金額は新町において調整する。
- 2.企業誘致事業については、合併時、新町全体の均衡を保つよう調整する。

上記内容の調整結果

- 1.中小企業融資制度については、合併時、白石町中小企業小口資金融資条例を次の内容により制定し、町内中小企業の維持発展及び振興に努めます。

預託金については、5,000万円とする。

貸付限度額及び貸付期間等は下表のとおりです。

区分	限度額	貸付期間(据置)
運転資金	500万円	5年(4ヶ月)
設備資金	700万円	7年(4ヶ月)
を併用	700万円	設備資金貸付額が、全体の1/2を超えるときは7年以内

融資の対象	1.個人にあつては町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所を有すること
	2.同一業種を1年以上継続して経営していること
	3.町税を完納していること

- 2.企業誘致事業については、合併時、白石町企業設置奨励に関する条例を制定し、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、町内に工場または事業所を新設し、または増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ります。

新町における条例に基づき、企業誘致を促進する。





調整結果報告 第15号 小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて

小中学校、幼稚園の通学区域について報告しました。

調整の内容

2.小中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整する。

調整の具体的内容

小中学校の通学区域の調整が必要な区域については、新町において通学区域審議会（仮称）等を設置し、通学区域の検討を行うものとする。

上記内容の調整結果

審議会は、小・中学校の通学区域の適正化を図り、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項について調査審議し、意見を答申する。

1.審議会の組織（教育委員会が委嘱）

委員数 20人以内

委員の構成（次に掲げる者のうちより）

- （1）学識経験者
- （2）住民の代表
- （3）小・中学校校長
- （4）PTAの役員

2.任期

2年（ただし、再任を妨げない）

補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

上記の内容により、白石町通学区域審議会条例を合併時、制定します。

調整結果報告 第16号 学校給食の取扱いについて

学校給食の取扱いについて報告しました。

調整の内容

2.学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。

調整の具体的内容

学校給食の運営及び給食費については、新町において給食運営委員会を設置し、調整する。

上記内容の調整結果

1.運営委員会の組織について

委員数 30人以内

委員の構成（次に掲げる者のうちより）

教育長・学校教育課長・関係学校長・関係PTA会長・学校栄養士・その他給食運営に必要と認める者

2.任期 1年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする）

3.運営委員会は、教育委員会の諮問により次に掲げる事項を審議する。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に関する事項

給食の企画運営

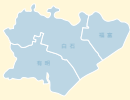
給食費の予算・徴収

給食物資の購入

関係団体との連絡調整

その他学校給食に関し、必要な事項

上記の内容により、給食運営委員会を合併時、設置します。



調整結果報告 第17号 社会教育の取扱いについて

社会教育の取扱いについて報告しました。

調整の内容

- 1.社会教育関係審議会については、新町において調整する。
- 4.指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

調整の具体的内容

- 1.公民館運営運営審議会については、新町において新たに設置する。
- 2.社会教育委員、社会教育指導員については、新町において新たに委嘱する。
- 4.指定文化財は新町に引き継ぎ、文化財保護審議会を設置し保護及び活用に努める。

上記内容の調整結果

- 1.公民館運営審議会については、新町において新たに設置します。

委員の報酬について	日額6,000円
公民館ごとに審議会は設置せず、新町で一つの審議会を設置する。	
委員の人選について	18名以内とする(社会教育委員と兼務)
任 期	2年とする

- 2.社会教育指導員については、合併時に委嘱します。

身分の取扱い	非常勤特別職として任命する
人 数	3名以内とする
選 任 方 法	70歳未満とする
勤 務 時 間	週30時間以内とする
任 期	1年以内とし、3年を超えない範囲内で再任を妨げない

- 3.指定文化財についてはすべての文化財を、そのまま新町に引き継ぎます。

- 4.文化財保護審議会については、合併と同時に、文化財保護審議会を設置します。

委 員 数	7名以内
任 期	2年
委員の報酬	日額6,000円

調整結果報告 第19号 慣行の取扱い(新町の町章選定)について

新町の町章については、町章選定委員の方々、総数796件の応募の中から3候補を絞り、第13回3町合併協議会において下記のとおり確認がなされました。

応募作品は各町代表者による町章選考委員会で厳正に選考され、鹿児島県川内市のグラフィックデザイナー尾之上光政さんの作品が選ばれました。その後、一部修正を加え11月12日の合併協議会で正式に決定されました。

新しい町章は、3つの町が一つにまとまってさらに発展することを象徴するデザインです。



町名「しろいし」の「し」と「ろ」を図案化したもので、「ろ」の円弧は町民の輪であると同時に、豊穰、大漁を意とした器に見える上部を持ち上げている様子を表わしたものであり、町の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち」を象徴しています。色は白石平野の豊穰を表す「朱」と、有明海のうるおいを表す「青」を使って表現しています。



選考委員の皆様、お疲れ様でした。

第14回合併協議会の結果



第14回合併協議会が、12月6日(金)、白石町総合センターで開催されました。詳細は以下のとおりです。

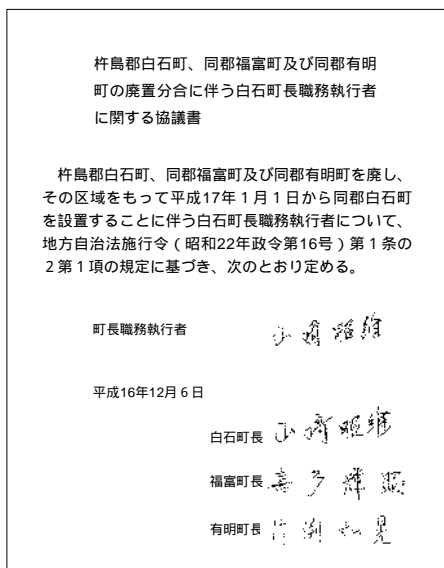
報告事項

調整結果報告事項とは、合併協定項目である47の事項のうち、具体的に調整ができたものについて報告するものです。

調整結果報告 第29号 新町の町長職務執行者について

新町の町長職務執行者について報告しました。

合併後、50日以内に新町の町長選挙が行われますが、それまでの間は、町長職務執行者が、町長の職務を代行することとなります。



新町の町長職務執行者は現白石町長の山崎昭維氏が就任することになりました。

調整結果報告事項

調整結果報告事項とは、合併協定項目である47の事項のうち、具体的に調整ができたものについて報告するものです。

調整結果報告 第18号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて報告しました。

調整の内容

条例、規則等の取扱いについては、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する。

調整の具体的内容

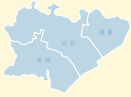
(1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの(専決処分)

上記内容の調整結果

新町において、155にわたる条例を、即時制定し、施行します。

用語解説

専決処分とは.....議会が議決または決定すべき事件について、特別の場合に長が議事に代わって処分または決定し、これに基づいて事務を処理することができるもの。



調整結果報告 第19号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて報告しました。

調整の内容

3.附属機関等については、必要性や地域の実情を考慮し、「附属機関等における整備方針」に基づき調整する。

調整の具体的内容

附属機関等における整備方針

(1)各町に設置されている附属機関等は、原則として統合するものとする。

附属機関等について、平成17年1月1日から設置するもの及び平成17年4月1日以降に設置するものについて報告しました。

調整結果報告 第20号 公共的団体の取扱いについて

公共的団体の取扱いについて報告しました。

調整の内容

公共的団体等は、新町の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

調整の具体的内容

1.共通の目的をもった団体は、合併時に統合するよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

公共的団体の統合状況について、平成16年11月末現在の状況を報告しました。

調整結果報告 第21号 防災関係の取扱いについて

防災関係の取扱いについて報告しました。

調整の内容

1.防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。
2.災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。

調整の具体的内容

1.合併時に防災会議条例を制定する。
2.合併時に災害対策本部条例を制定し、組織編成を行う。

上記内容の調整結果

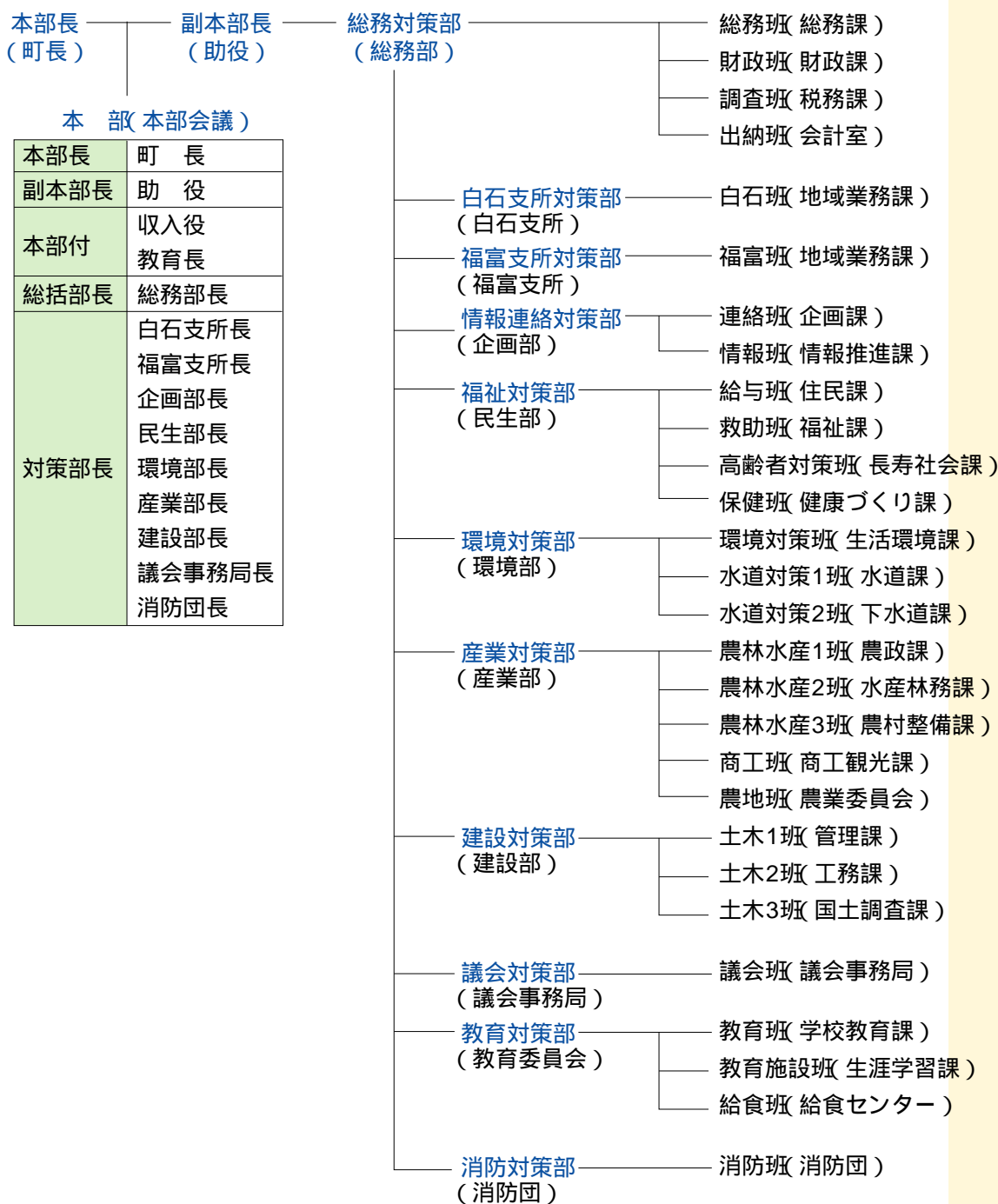
1.防災会議条例については、福富町の例による。

委員の報酬 日額6,000円
委員数 19人以内とする
任期 2年とする

2.災害対策基本法第23条の規定による本部の組織及び編成は次のとおりとする。

本部の編成

1.災害対策本部長 町長
2.災害対策副本部長 助役
3.災害対策本部付 収入役、教育長
4.総括部長 総務部長
5.対策部長 関係部長、議会事務局長、消防団長
6.班長 関係課長、消防団副団長
7.班員 上記の職にあてられた者を除く職員及び消防団員



調整結果報告 第22号 農林業の取扱いについて

農林業の取扱いについて報告しました。

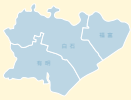
調整の内容

2. 農業関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。

調整の具体的内容

- (1) 国営筑後川下流土地改良推進事業の白石平野地区(直送)の受益者負担割合については、白石町の例による。
- (2) 県営及び町営土地改良事業の受益者負担割合については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。

国営筑後川下流土地改良推進事業及び県営及び町営土地改良事業について、地元負担割合について報告しました。



調整結果報告 第23号 社会教育の取扱いについて

社会教育の取扱いについて報告しました。

調整の内容

- 1.各種スポーツ行事については、社会教育関係団体と協議し、新町において調整する。
- 2.体育指導委員については、新町において新たに委嘱する。

調整の具体的内容

- 2.新町の体育指導委員会においては、種目別に専門部を設置する。

各種スポーツ行事について

平成16年度においては、16年度当初に各町決定している行事は3月まで行います。新町で実施する主なスポーツ行事は下記のとおりです。実施時期は、合併後決定し、お知らせします。

公民館主催

白石公民館	福富公民館	有明公民館
グラウンドゴルフ大会	グラウンドゴルフ大会	分館対抗球技大会
子どもグラウンドゴルフ大会	ペタンク大会	さわやかスポーツ大会
男女混合ソフトバレー大会	男女混合ソフトバレー大会	

各地区の体育祭（運動会）は現状のとおり開催します。

体育協会主催主催

分館対抗ソフトボール大会	分館対抗ゲートボール大会	ゲートボール
卓球大会	分館対抗ソフトボール大会	冬季ジュニアスポーツ大会
分館対抗バレーボール大会	卓球大会	地区対抗軟式野球大会
分館対抗ゲートボール大会	分館対抗ミニバレーボール大会	協会杯バレーボール大会
テニス大会		各種ソフトボール大会
分館対抗少年剣道大会		弓道大会（体育協会）

新町で一体的に実施する大会

グラウンドゴルフ大会・ニュースポーツフェスティバル・ニュースポーツ大会

各種目別大会（体協種目部）・歌垣の郷ロードレース大会・有明ロードレース大会

体育指導委員について

合併後の人口に合わせた定数で、新町において新たに委嘱します。

現白石町より 12名	現福富町より 7名	現有明町より 9名	合計 28名
------------	-----------	-----------	--------

体育指導委員会について

合併により体育指導委員も3町より選出され、現在より体育指導委員会の規模も大きくなるため、住民スポーツをとおり、健康増進、体力向上等、様々な角度から充実した委員会運営を図るため、専門部を設置し、よりよい活動を行います。

専門部会		
総務部会	研修部会	事業部会



協 議 事 項

協 議 第20号 白石・福富・有明3町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成16年12月31日限りで白石・福富・有明3町合併協議会を廃止することが確認されました。

これにより、3町合併協議会事務局も12月31日をもって解散することになりました。

佐賀地方法務局からのお知らせ 市町村合併に伴う住所の表示変更登記手続きについて

区 分	該 当 者	登 記 手 続 き
不動産所有者（土地・建物登記簿等）	土地・建物等の登記簿に所有者等の権利者として福富町、有明町の住所で登記されている方。	不動産登記法により、旧町名を「白石町」として読み替える規定があり、特に変更登記の必要はありません。 ただし、登記簿上の表記が旧住所のままでは差し支えるという方は登記名義人（所有者等）の住所変更登記の申請が必要となります。 （非課税）
商業・法人登記の本店、支店等の所在地と代表者の住所について	福富町、有明町内に本店（主たる事務所）または支店（従たる事務所）を有する会社・法人及び同所に住所を有するその代表者。	会社・法人の本店、支店等の所在地及び所有者の住所については、法務局が職権で「白石町」に修正しますので、登記申請の必要はありません。 ただし、下表のような場合は別途変更の登記を申請していただく必要があります。

本店及び支店等の所在	変更登記申請を要する内容
本店（主たる事務所）が福富町及び有明町に所在し、支店（従たる事務所）が管轄外（注1）に所在する場合	支店等の所在地を管轄する法務局において、本店等の所在地変更登記を申請願います。（注2）
本店（主たる事務所）が管轄外（注1）に所在し、支店（従たる事務所）が福富町及び有明町に所在する場合	本店等の所在地を管轄する法務局において、支店等の所在地変更登記を申請願います。（注2）

（注1）管轄外...武雄市、鹿島市、杵島郡、藤津郡以外

（注2）...会社・法人の代表者の住所が福富町・有明町にある場合は、代表者の住所変更登記も申請願います。

なお、登記申請用紙は、合併期日以降、下記の武雄支局に備え付けています。ご利用ください。

申請及び問い合わせ先
〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和832番地
佐賀地方法務局武雄支局
TEL 0954-22-2779

合併直後の行事のお知らせ

行事名	開催日時	開催場所	
開庁式	平成17年1月1日(土) 午前10時～	白石町役場本庁舎	テープカットなど
成人式	平成17年1月4日(火) 午前10時～	有明スカイパーク ふれあい郷	対象者:昭和59年4月2日から昭和60年4月1日生まれの白石・福富・有明の3町内在住者及び3町内の中学校を卒業された方
'05有明ロードレース	平成17年1月30日(日)	ふれあい郷～新明	
白石町長及び町議会議員 選挙投票日	平成17年2月6日(日)	各投票所	投票所は今までと同じ場所です
消防出初め式	平成17年3月6日(日)	白石中学校グラウンド	現3町合同開催
第10回歌垣の郷 ロードレース大会	平成17年3月20日(日)	白石中央公園一帯	
桜まつり及び 観桜ロードレース	平成17年3月27日(日)	福富マイランド公園一円	



平成15年11月1日に行われた3町合併協議会発会式



平成16年3月6日に行われた合併協定調印式



第14回合併協議会終了後の集合写真

編集後記

HENSHU-KOKI

ついに、白石・福富・有明3町の合併の日がやってきます。
3町合併に際し、大きな期待とともに一抹の不安があるのも事実です。しかし、合併後も住民の皆様がいままで以上に行政サービスを受けることができるよう頑張っていきたいと思っています。

さて、私が合併協議会事務局に配属になったのは今年の4月でした。この9ヶ月間はめまぐるしく、まさに、あっという間に合併の日を迎えることとなりました。他の職員の方々に色々教えていただきながら、何とか任務を遂行することができ、大変ありがたく思っております。この場を借りてお世話になった方々に心から感謝いたします。ありがとうございました。